

変 更 後					変 更 前				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[1] 略					[1] 略				
[2] 具体的事業の内容					[2] 具体的事業の内容				
(1) 略					(1) 略				
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
J R 久留米駅周辺整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	J R 久留米駅周辺整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
観光案内サイン事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	観光案内サイン事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
東町公園整備 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	東町公園整備 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
J R 久留米駅前第一街区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	J R 久留米駅前第一街区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業</u>	<u>再開発組合</u>	<u>○位置付け</u> <u>六ツ門8番街地区は、中心市街地のほぼ中央に位置しており、JR久留米駅から西鉄久留米駅までの都心の各機能をつなぎとめる要としての役割が期待されている。機能的には現在、商業・業務・生活支援施設などが集積しており、都心部における市民の交流拠点として再生を図るべき地域である。</u> <u>○必要性</u> <u>六ツ門8番街地区は、平成19年6月に地権者による研究会が設置され、平成23年1月には再開発準備組合が設立してい</u>	<u>社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</u> <u>H23～H27</u>	<u>44</u>	<u>新規追加</u>				
<u>・ 地区面積</u> <u>約1.1ha</u> <u>商業施設、</u> <u>公益施設等</u>									
<u>・ H23～H27</u>									

		<p><u>る。</u></p> <p><u>再開発事業により土地の高度利用と都市機能を更新し、商業施設や公益施設を整備することにより、六ツ門地区全体の活性化、集客や回遊性の強化を図ることで賑わいの再生を図る必要がある。</u></p> <p><u>これらのことから、賑わいと回遊性の向上につながり、「市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するために必要な事業である。</u></p>									
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(2) ②～(4) 略

(2) ②～(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 略

(2) ①略

②西鉄久留米駅周辺、六ツ門地区

高齢者などに優しい街づくりを進める一環として、市町村合併や中核市移行に伴い・保健所などの都市福利施設を設置し、福祉サービス業や都市型サービス業などの立地を後押ししていく必要がある。

- ・ 中心市街地の周辺部に立地する公的施設との連携
- ・ 行政機関や生涯学習施設、図書館、大学などの機能や公開講座を空き店舗などへ誘致
- ・ 街なか居住の推進と連携した介護・福祉施設の導入
- ・ 商業・業務機能が高密度に集積する場を市民活動の場として連携していくために、タウンモビリティ事業など NPO 活動の支援

また、市民活動により賑わいのある街づくりの一環として、利便性の高い教育文化施設などの整備を推進していく必要がある。

- ・ 劇場、ホール等の新たな賑わい空間の創出としての拠点整備

(3) 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
坂本繁二郎生家保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
六ツ門地区暮らし・にぎわい再生事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業(再掲)</u> ・ <u>地区面積</u> 約1.1ha <u>商業施設、</u> <u>公益施設等</u> ・ <u>H23～H27</u>	<u>再開発組合</u>	<u>○位置付け</u> <u>六ツ門8番街地区は、中心市街地のほぼ中央に位置しており、JR久留米駅から西鉄久留米駅までの都心の各機能をつなぎとめる要としての役割が期待されている。機能的には現在、商業・業務・生活支援施設などが集積しており、都心部における市民の交流拠点として再生を図るべき地域である。</u> <u>閉店した井筒屋跡地と周辺の宅地を一体的に整備し、土地の高度利用と都市機能の更新を図り、新たな賑わい機能等を導入することにより、中心市街地の活性化を推進する。</u>	<u>社会資本整備</u> <u>総合交付金(市街地再開発事業等)</u> <u>H23～H27</u>	<u>44</u>

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 略

(2) ①略

②西鉄久留米駅周辺、六ツ門地区

高齢者などに優しい街づくりを進める一環として、市町村合併や中核市移行に伴い保健所などの都市福利施設を設置し、福祉サービス業や都市型サービス業などの立地を後押ししていく必要がある。

- ・ 中心市街地の周辺部に立地する公的施設との連携
- ・ 行政機関や生涯学習施設、図書館、大学などの機能や公開講座を空き店舗などへ誘致
- ・ 街なか居住の推進と連携した介護・福祉施設の導入
- ・ 商業・業務機能が高密度に集積する場を市民活動の場として連携していくために、タウンモビリティ事業など NPO 活動の支援

(3) 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
坂本繁二郎生家保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
六ツ門地区暮らし・にぎわい再生事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>新規追加</u>				

		<p>○必要性</p> <p>六ツ門8番街地区は、平成19年6月に地権者による研究会が設置され、平成23年1月には再開発準備組合が設立している。</p> <p>再開発事業により土地の高度利用と都市機能を更新し、商業施設や公益施設を整備することにより、六ツ門地区全体の活性化、集客や回遊性の強化を図ることで賑わいの再生を図る必要がある。</p> <p>これらのことから、賑わいと回遊性の向上につながり、「市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するために必要な事業である。</p>											
<p>六ツ門8・9番街地区暮らし・にぎわい再生事業（仮称）久留米総合都市プラザ）</p> <p>・整備延面積 約29,500㎡</p> <p>・整備施設 にぎわい交流施設、公益施設、商業施設等</p> <p>・H23～H27</p>	久留米市	<p>○位置付け</p> <p>六ツ門8・9番街地区は、中心市街地のほぼ中央に位置しており、JR久留米駅から西鉄久留米駅までの都心の各機能をつなぎとめる要としての役割が期待されている。しかしながら、平成21年2月に久留米井筒屋が閉店し商業機能が低下するなど、周辺商店街に大きな影響がでている。</p> <p>そこで当該地区において、文化芸術振興機能やコンベンション機能を有する都市福利施設の導入や六角堂広場の機能充実など、施設整備を行い来街者の促進を図る。</p> <p>○必要性</p> <p>当該地区の再生は、くるめりあ六ツ門や新世界地区の整備と連帯することにより、六ツ門地区全体の商業の活性化、集客や回遊性の強化、来街者の利便性</p>	<p>社会資本整備 総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（六ツ門地区））</p> <p>H23～H26</p>	45									

		<p><u>向上等、大きな成果が見込まれ、中心市街地全体への波及効果が期待されている。</u></p> <p><u>そこで、ホールや展示室等を有する都市福利施設の整備や市民広場の機能拡充及び、商業機能を導入し、当該地区の賑わいの再生を図る。</u></p> <p><u>これらのことから、賑わいと回遊性の向上につながり、「市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するために必要な事業である。</u></p>									
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(2) ②～(4) 略

(2) ②～(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

- (1) 略
 (2) ○地権者との協働 略
 ○今後の取り組み

現在、テナントの出店が郊外へとシフトしている状況下では、約 80 件の空き店舗をもつ中心商店街を商業だけで再生していくことは困難であり、今後の対応として、高齢者などを対象として、また、市民活動の場としての賑わいづくりを中心に商業、医療、福祉、教育など多様な機能が集積する中心市街地の再構築を目指すことが重要である。

また、平成 15 年 6 月に市民広場として開設した「六角堂広場」にはイベントなどに年間 16 万人を集客しており、今後、平成 19 年 3 月に再整備が完了した西鉄久留米駅東口の広場機能とともに活用して、子ども向けのイベントを増やすなど賑わいづくりに取り組み、J R 久留米駅周辺地区のファミリー層を西鉄久留米駅周辺地区に誘導し、回遊性を図る必要がある。

また、中心商店街などでは、NPO や市民グループと連携したまちづくりを行う中で、商業と連携した事業を進めるとともに、医療や福祉などさまざまな機能集積を推進していくことが必要である。これまで取り組んできた高齢者の来街支援や生涯学習の拠点づくり、冬季のイルミネーションなどの充実によって、高齢者などに優しい中心市街地の魅力づくりをさらに充実させていく必要がある。

従って、長期的には、市街地再開発事業や基盤整備、百貨店のリニューアルなどを促進し、中心市街地への民間投資を誘発していくこととするが、地権者や民間事業者との調整に相当の時間を要するため、市民活動の場として街の賑わいづくりを推進し、NPO などとの連携事業を強化していく必要がある。

また、短期的には、中心商店街の衰退に歯止めを掛けるために緊急な空き店舗対策に取り組んでいく。また、平成 18 年 10 月からの平成 19 年 9 月までの 1 年間で 30 店舗の出店(ただし 40 店舗が退店)があり、久留米市空き店舗対策出店助成制度の充実を図り、毎年 10 店舗以上の解消を目標に取り組んでいく必要がある。

- ・六角堂広場および西鉄久留米東口広場機能を活用した、イベントなどの賑わいづくり
- ・高齢者や子育て家族向けのイベントを誘導、支援
- ・新世界地区再開発によって、六ツ門あけぼの地区への商業店舗などを誘導
- ・緑化拠点整備事業によって、池町川周辺へ飲食店などを誘導
- ・手厚い改装費支援などの空き店舗対策によって、さまざまな業種業態を誘導
- ・NPO などの活動支援効果によって、福祉施設や市民活動施設などを誘導
- ・共通駐車券事業の充実によって、車での来街者を誘導
- ・（仮称）久留米総合都市プラザ整備による六ツ門地区商業機能の再構築並びに六角堂広場の機能向上

- (3) 略
 [2] 具体的事業の内容

- (1) 略
 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
都心部賑わい空間整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
くるめ「食の祭典」事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
中心市街地活性化協議会 マネジメント事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

- (1) 略
 (2) ○地権者との協働 略
 ○今後の取り組み

現在、テナントの出店が郊外へとシフトしている状況下では、約 80 件の空き店舗をもつ中心商店街を商業だけで再生していくことは困難であり、今後の対応として、高齢者などを対象として、また、市民活動の場としての賑わいづくりを中心に商業、医療、福祉、教育など多様な機能が集積する中心市街地の再構築を目指すことが重要である。

また、平成 15 年 6 月に市民広場として開設した「六角堂広場」にはイベントなどに年間 16 万人を集客しており、今後、平成 19 年 3 月に再整備が完了した西鉄久留米駅東口の広場機能とともに活用して、子ども向けのイベントを増やすなど賑わいづくりに取り組み、J R 久留米駅周辺地区のファミリー層を西鉄久留米駅周辺地区に誘導し、回遊性を図る必要がある。

また、中心商店街などでは、NPO や市民グループと連携したまちづくりを行う中で、商業と連携した事業を進めるとともに、医療や福祉などさまざまな機能集積を推進していくことが必要である。これまで取り組んできた高齢者の来街支援や生涯学習の拠点づくり、冬季のイルミネーションなどの充実によって、高齢者などに優しい中心市街地の魅力づくりをさらに充実させていく必要がある。

従って、長期的には、市街地再開発事業や基盤整備、百貨店のリニューアルなどを促進し、中心市街地への民間投資を誘発していくこととするが、地権者や民間事業者との調整に相当の時間を要するため、市民活動の場として街の賑わいづくりを推進し、NPO などとの連携事業を強化していく必要がある。

また、短期的には、中心商店街の衰退に歯止めを掛けるために緊急な空き店舗対策に取り組んでいく。また、平成 18 年 10 月からの平成 19 年 9 月までの 1 年間で 30 店舗の出店(ただし 40 店舗が退店)があり、久留米市空き店舗対策出店助成制度の充実を図り、毎年 10 店舗以上の解消を目標に取り組んでいく必要がある。

- ・六角堂広場および西鉄久留米東口広場機能を活用した、イベントなどの賑わいづくり
- ・高齢者や子育て家族向けのイベントを誘導、支援
- ・新世界地区再開発によって、六ツ門あけぼの地区への商業店舗などを誘導
- ・緑化拠点整備事業によって、池町川周辺へ飲食店などを誘導
- ・手厚い改装費支援などの空き店舗対策によって、さまざまな業種業態を誘導
- ・NPO などの活動支援効果によって、福祉施設や市民活動施設などを誘導
- ・共通駐車券事業の充実によって、車での来街者を誘導

- (3) 略
 [2] 具体的事業の内容

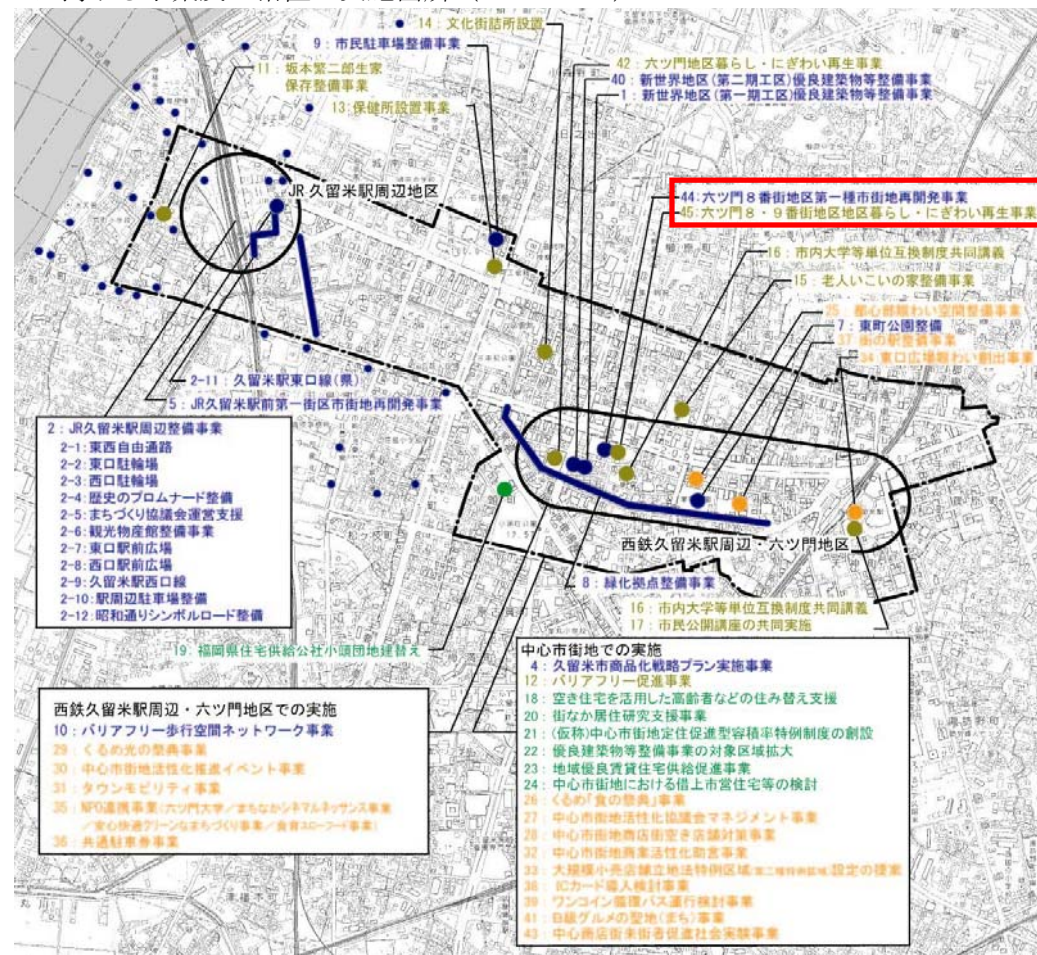
- (1) 略
 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
都心部賑わい空間整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
くるめ「食の祭典」事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
中心市街地活性化協議会 マネジメント事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

中心市街地商店街空き店舗対策事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		中心市街地商店街空き店舗対策事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
くるめ光の祭典事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		くるめ光の祭典事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
中心市街地活性化推進イベント事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		中心市街地活性化推進イベント事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
タウンモビリティ事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		タウンモビリティ事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業(再掲)</u> ・ <u>地区面積</u> 約1.1ha <u>商業施設、</u> <u>公益施設等</u> ・ <u>H23～H27</u>	再開発組合	○ <u>位置付け</u> <u>六ツ門8番街地区は、中心市街地のほぼ中央に位置しており、JR久留米駅から西鉄久留米駅までの都心の各機能をつなぎとめる要としての役割が期待されている。機能的には現在、商業・業務・生活支援施設などが集積しており、都心部における市民の交流拠点として再生を図るべき地域である。</u> <u>閉店した井筒屋跡地と周辺の宅地を一体的に整備し、土地の高度利用と都市機能の更新を図り、新たな賑わい機能等を導入することにより、中心市街地の活性化を推進する。</u> ○ <u>必要性</u> <u>六ツ門8番街地区は、平成19年6月に地権者による研究会が設置され、平成23年1月には再開発準備組合が設立している。</u> <u>再開発事業により土地の高度利用と都市機能を更新し、商業施設や公益施設を整備することにより、六ツ門地区全体の活性化、集客や回遊性の強化を図ることで賑わいの再生を図る必要がある。</u> <u>これらのことから、賑わいと回遊性の向上につながり、「市民活動による賑わいのある街づ</u>	<u>社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)</u> <u>H23～H27</u>	44		新規追加				

変更後

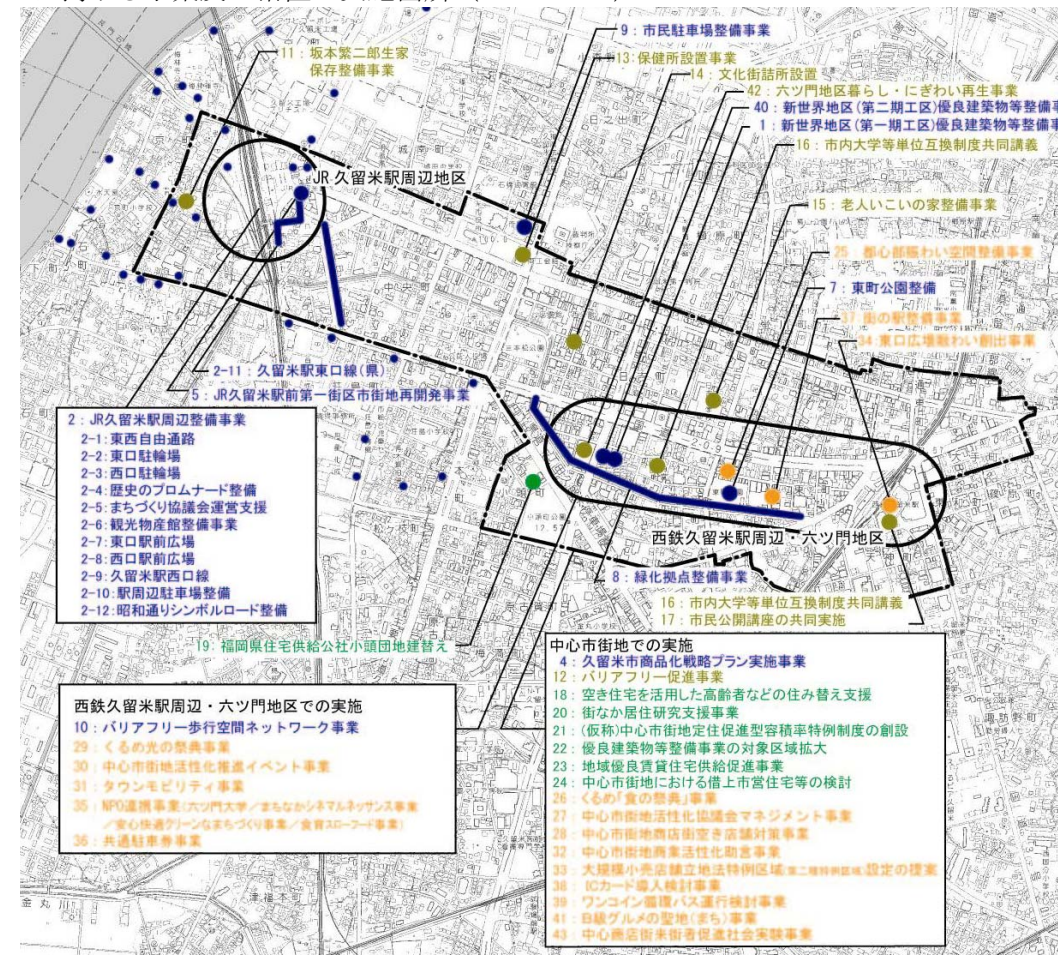
◆4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 (109 ページ)



番号	事業名	番号	事業名
1	新世界地区(第一期工区)優良建築物等整備事業	18	空き住宅を活用した高齢者などの住み替え支援
2	JR久留米駅周辺整備事業	19	福岡県住宅供給公社小頭団地建替え
2-1	東西自由通路	20	街なか居住研究支援事業
2-2	東口駐輪場	21	(仮称)中心市街地定住促進型容積率特例制度の創設
2-3	西口駐輪場	22	優良建築物等整備事業の対象区域拡大
2-4	歴史のプロムナード整備	23	地域優良賃貸住宅供給促進事業
2-5	まちづくり協議会運営支援	24	中心市街地における借上市営住宅等の検討
2-6	観光物産館整備事業	25	都心部賑わい空間整備事業
2-7	東口駅前広場	26	くるめ「食の祭典」事業
2-8	西口駅前広場	27	中心市街地活性化協議会マネジメント事業
2-9	久留米駅西口線	28	中心市街地商店街空き店舗対策事業
2-10	駅周辺駐車場整備	29	くるめ光の祭典事業
2-11	久留米駅東口線(県)	30	中心市街地活性化推進イベント事業
2-12	昭和通りシンボルロード整備	31	タウンモビリティ事業
3	観光案内サイン事業	32	中心市街地商業活性化助言事業
4	久留米市商品化戦略プラン実施事業	33	大規模小売店舗立地法の特例区域(第二種特例区域)設定の提案
5	JR久留米駅前第一街区市街地再開発事業	34	東口広場賑わい創出事業
6	交通安全施設整備事業	35	NPO連携事業(六ツ門大学/まちなかシネマルネッサンス事業/安心快適クリーンなまちづくり事業/食育スローフード事業)
7	東町公園整備	36	共通駐車券事業
8	緑化拠点整備事業	37	街の駅整備事業
9	市民駐車場整備事業	38	ICカード導入検討事業
10	バリアフリー歩行空間ネットワーク事業	39	ワンコイン循環バス運行検討事業
11	坂本繁二郎生家保存整備事業	40	新世界地区(第二期工区)優良建築物等整備事業
12	バリアフリー促進事業	41	B級グルメの聖地(まち)事業
13	保健所設置事業	42	六ツ門地区暮らしにぎわい再生事業
14	文化街詰所設置	43	中心商店街来街者促進社会実験事業
15	老人いこいの家整備事業	44	六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業
16	市内大学等单位互換制度共同講義	45	六ツ門8・9番街地区暮らしにぎわい再生事業
17	市民公開講座の共同実施		

変更前

◆4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 (109 ページ)



番号	事業名	番号	事業名
1	新世界地区(第一期工区)優良建築物等整備事業	17	市民公開講座の共同実施
2	JR久留米駅周辺整備事業	18	空き住宅を活用した高齢者などの住み替え支援
2-1	東西自由通路	19	福岡県住宅供給公社小頭団地建替え
2-2	東口駐輪場	20	街なか居住研究支援事業
2-3	西口駐輪場	21	(仮称)中心市街地定住促進型容積率特例制度の創設
2-4	歴史のプロムナード整備	22	優良建築物等整備事業の対象区域拡大
2-5	まちづくり協議会運営支援	23	地域優良賃貸住宅供給促進事業
2-6	観光物産館整備事業	24	中心市街地における借上市営住宅等の検討
2-7	東口駅前広場	25	都心部賑わい空間整備事業
2-8	西口駅前広場	26	くるめ「食の祭典」事業
2-9	久留米駅西口線	27	中心市街地活性化協議会マネジメント事業
2-10	駅周辺駐車場整備	28	中心市街地商店街空き店舗対策事業
2-11	久留米駅東口線(県)	29	くるめ光の祭典事業
2-12	昭和通りシンボルロード整備	30	中心市街地活性化推進イベント事業
3	観光案内サイン事業	31	タウンモビリティ事業
4	久留米市商品化戦略プラン実施事業	32	中心市街地商業活性化助言事業
5	JR久留米駅前第一街区市街地再開発事業	33	大規模小売店舗立地法の特例区域(第二種特例区域)設定の提案
6	交通安全施設整備事業	34	東口広場賑わい創出事業
7	東町公園整備	35	NPO連携事業(六ツ門大学/まちなかシネマルネッサンス事業/安心快適クリーンなまちづくり事業/食育スローフード事業)
8	緑化拠点整備事業	36	共通駐車券事業
9	市民駐車場整備事業	37	街の駅整備事業
10	バリアフリー歩行空間ネットワーク事業	38	ICカード導入検討事業
11	坂本繁二郎生家保存整備事業	39	ワンコイン循環バス運行検討事業
12	バリアフリー促進事業	40	新世界地区(第二期工区)優良建築物等整備事業
13	保健所設置事業	41	B級グルメの聖地(まち)事業
14	文化街詰所設置	42	六ツ門地区暮らしにぎわい再生事業
15	老人いこいの家整備事業	43	中心商店街来街者促進社会実験事業
16	市内大学等单位互換制度共同講義		

◆事業スケジュール (110 ページ)

番号	事業名	新幹線開業▼							
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1	新世界地区(第一期工区)優良建築物等整備事業								
2	JR久留米駅周辺整備事業								
2-1	東西自由通路								
2-2	東口駐輪場								
2-3	西口駐輪場								
2-4	歴史のプロムナード整備								
2-5	まちづくり協議会運営支援								
2-6	観光物産館整備事業								
2-7	東口駅前広場								
2-8	西口駅前広場								
2-9	久留米駅西口線								
2-10	駅周辺駐車場整備								
2-11	久留米駅東口線(県)								
2-12	昭和通りシンボルロード整備								
3	観光案内サイン事業								
4	久留米市商品化戦略プラン実施事業								
5	JR久留米駅前第一街区市街地再開発事業								
6	交通安全施設整備事業								
7	東町公園整備								
8	緑化拠点整備事業								
9	市民駐車場整備事業								
10	バリアフリー歩行空間ネットワーク事業								
11	坂本繁二郎生家保存整備事業								
12	バリアフリー促進事業								
13	保健所設置事業								
14	文化街詰所設置								
15	老人いこいの家整備事業								
16	市内大学等单位互換制度共同講義								
17	市民公開講座の共同実施								
18	空き住宅を活用した高齢者などの住み替え支援								
19	福岡県住宅供給公社小頭団地建替え								
20	街なか居住研究支援事業								
21	(仮称)中心市街地定住促進型容積率特例制度の創設								
22	優良建築物等整備事業の対象区域拡大								
23	地域優良賃貸住宅供給促進事業								
24	中心市街地における借上市営住宅等の検討								
25	都心部賑わい空間整備事業								
26	くるめ「食の祭典」事業								
27	中心市街地活性化協議会マネジメント事業								
28	中心市街地商店街空き店舗対策事業								
29	くるめ光の祭典事業								
30	中心市街地活性化推進イベント事業								
31	タウンモビリティ事業								
32	中心市街地商業活性化助言事業								
33	大規模小売店舗立地法の特例区域(第二種特例区域)設定の提案								
34	東口広場賑わい創出事業								
35	NPO連携事業(六ツ門大学/まちなかシネマルネットワーク事業/安心快適クリーンなまちづくり事業/食育スローフード事業)								
36	共通駐車券事業								
37	街の駅整備事業								
38	ICカード導入検討事業								
39	ワンコイン循環バス運行検討事業								
40	新世界地区(第二期工区)優良建築物等整備事業								
41	B級グルメの聖地(まち)事業								
42	六ツ門地区暮らし・にぎわい再生事業								
43	中心商店街来街者促進社会実験事業								
44	六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業								
45	六ツ門8・9番街地区暮らし・にぎわい再生事業								

◆事業スケジュール (110 ページ)

番号	事業名	新幹線開業▼							
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1	新世界地区(第一期工区)優良建築物等整備事業								
2	JR久留米駅周辺整備事業								
2-1	東西自由通路								
2-2	東口駐輪場								
2-3	西口駐輪場								
2-4	歴史のプロムナード整備								
2-5	まちづくり協議会運営支援								
2-6	観光物産館整備事業								
2-7	東口駅前広場								
2-8	西口駅前広場								
2-9	久留米駅西口線								
2-10	駅周辺駐車場整備								
2-11	久留米駅東口線(県)								
2-12	昭和通りシンボルロード整備								
3	観光案内サイン事業								
4	久留米市商品化戦略プラン実施事業								
5	JR久留米駅前第一街区市街地再開発事業								
6	交通安全施設整備事業								
7	東町公園整備								
8	緑化拠点整備事業								
9	市民駐車場整備事業								
10	バリアフリー歩行空間ネットワーク事業								
11	坂本繁二郎生家保存整備事業								
12	バリアフリー促進事業								
13	保健所設置事業								
14	文化街詰所設置								
15	老人いこいの家整備事業								
16	市内大学等单位互換制度共同講義								
17	市民公開講座の共同実施								
18	空き住宅を活用した高齢者などの住み替え支援								
19	福岡県住宅供給公社小頭団地建替え								
20	街なか居住研究支援事業								
21	(仮称)中心市街地定住促進型容積率特例制度の創設								
22	優良建築物等整備事業の対象区域拡大								
23	地域優良賃貸住宅供給促進事業								
24	中心市街地における借上市営住宅等の検討								
25	都心部賑わい空間整備事業								
26	くるめ「食の祭典」事業								
27	中心市街地活性化協議会マネジメント事業								
28	中心市街地商店街空き店舗対策事業								
29	くるめ光の祭典事業								
30	中心市街地活性化推進イベント事業								
31	タウンモビリティ事業								
32	中心市街地商業活性化助言事業								
33	大規模小売店舗立地法の特例区域(第二種特例区域)設定の提案								
34	東口広場賑わい創出事業								
35	NPO連携事業(六ツ門大学/まちなかシネマルネットワーク事業/安心快適クリーンなまちづくり事業/食育スローフード事業)								
36	共通駐車券事業								
37	街の駅整備事業								
38	ICカード導入検討事業								
39	ワンコイン循環バス運行検討事業								
40	新世界地区(第二期工区)優良建築物等整備事業								
41	B級グルメの聖地(まち)事業								
42	六ツ門地区暮らし・にぎわい再生事業								
43	中心商店街来街者促進社会実験事業								